



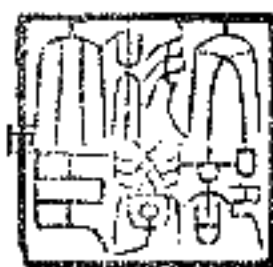
第 3 1 回原子力委員会
資料第 2 号

1 3 諸文科科第 4 7 5 1 号

平成 1 3 年 7 月 1 9 日

原子力委員会委員長

文 部 科 学 大 臣



株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉設置変更
[使用済燃料の処分の方法の変更]について (通知)

平成 1 3 年 7 月 5 日付け 1 3 諸文科科第 3 8 5 8 号をもって諮問した標記の件に関し、株式会社東芝 取締役社長 岡村 正から平成 1 3 年 7 月 1 2 日付け東総第 1 3 - 1 9 号をもって、別紙 1 のとおり申請書の一部補正があったので通知します。

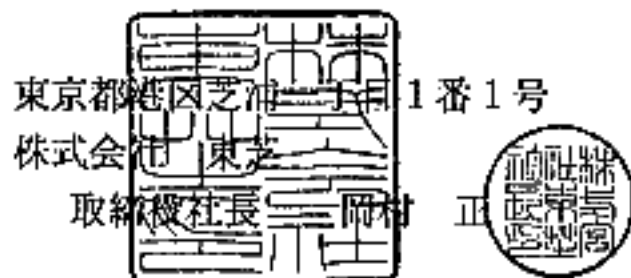
また、これに関し、同諮問の別紙の一部を別紙 2 のとおり修正するので通知します。

東総第13-19号

平成13年 7月12日

文部科学大臣

遠山 敦子 殿



株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉
設置変更許可申請書

[使用済燃料の処分の方法の変更]

の一部補正について

平成13年6月25日付け東総第13-12号をもって申請した株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉設置変更許可申請書〔使用済燃料の処分の方法の変更〕を下記のとおり一部補正します。

記

別紙2 変更の内容

「8. 使用済燃料の処分の方法

使用済燃料は本原子炉の遮蔽実験用プールに設けられた燃料要素貯蔵槽において保管、若しくはわが国が原子力平和利用に関する協力のための協定を締結している米国のエネルギー省に引渡す。」

を

「8. 使用済燃料の処分の方法

使用済燃料は本原子炉の遮蔽実験用プールに設けられた燃料要素貯蔵槽において保管、若しくは「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」を締結している米国のエネルギー省に引渡す。」

に補正する。



平成13年7月5日付け13諸文科科第3858号「株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉設置変更[使用済燃料の処分の方法の変更]について（諮問）の別紙を以下のとおり修正する。

「1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉における使用済燃料の処分の方法について、米国のエネルギー省に引き渡すことを追記するものである。これにより原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないと認められる。」

を

「1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉における使用済燃料の処分の方法について、「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」を締結している米国のエネルギー省に引き渡すことを追記するものである。これにより原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないと認められる。」

に修正する。